

平成26年（行ヒ）第75号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成24年（行ケ）第8号審決取消等請求事件について、同裁判所が平成25年11月1日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理する。

申立代理人中里浩ほかの上告受理申立て理由、申立参加代理人田中豊ほかの上告受理申立て理由のうち私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律2条5項の解釈適用の誤りをいう部分以外の部分をいずれも排除する。

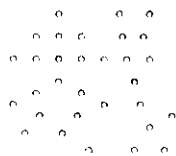
理 由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たるが、申立代理人中里浩ほかの上告受理申立て理由、申立参加代理人田中豊ほかの上告受理申立て理由のうち私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律2条5項の解釈適用の誤りをいう部分以外の部分は、いずれも重要でないと認められる。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成27年4月14日

最高裁判所第三小法廷



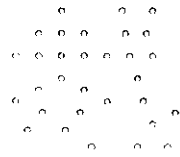
裁判長裁判官 岡 部 喜 代 子

裁判官 大 谷 剛 彦

裁判官 大 橋 正 春

裁判官 木 内 道 祥

裁判官 山 崎 敏 充



## 当事者目録

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

申立人	公正取引委員会
同代表者委員長	杉本和行
同指定代理人	岩下生知
	榎本勤也
	多賀井満理
	堤勝利
	田中久美子

東京都渋谷区上原3丁目6番12号

同参加人	一般社団法人日本音楽著作権協会
同代表者代表理事	菅原瑞夫
同訴訟代理人弁護士	田中豊
	藤原浩
	矢吹公敏
	鈴木道夫
	市村直也
	高木加奈子

東京都渋谷区広尾5丁目6番6号 広尾プラザ8F

相手方	株式会社イーライセンス
同代表者代表取締役	三野明洋



同訴訟代理人弁護士 越 知 保 見